

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金(第2次募集)の申請開始

先月の初鹿会計情報発信にてお伝えしました、「省エネ・再エネ設備導入加速化事業補助金」の第2次募集の申請受付が開始されました。第1次募集時と異なる点は、以下の点です。

- ① 先着順ではなく、省エネルギー効果の高いものを優先して交付決定を行う。
- ② 申請書の様式に「7 事業効果」を追加し、省エネルギー効果の記載が必要。
- ③ 再エネ設備導入に対する補助額の下限を 300 万円から 100 万円へ引き下げた。

申請受付期間：令和 5 年 1 月 30 日から令和 5 年 3 月 3 日（当日消印有効）

概要： コロナ禍における原油価格等の高騰に直面する事業者のエネルギーコスト削減推進のため、省エネルギー・再生エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助する。

補助率： 3 分の 2 以内（福祉施設等は 4 分の 3 以内）

補助額： 省エネ設備 1 事業所当たり下限 500,000 円～上限 3,000,000 円
再エネ設備 1 事業所当たり下限 1,000,000 円～上限 6,000,000 円

補助対象設備： 省エネ設備 照明設備、高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、生産設備、エネルギーマネジメントシステム

再エネ設備 太陽光発電設備、蓄電池

詳細は下記ホームページを参照ください

<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene.html>

セーフティネット保証4号の指定期間が3月末まで延長

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間が、すべての都道府県において期間を3ヵ月延長し、令和5年3月31日までとなりました。

セーフティネット保証4号は、自然災害等の突発的事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で、借入債務の100%を保証する制度です。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。